

# 質 疑 回 答 書

工事名

摂津市立摂津小学校屋内運動場外壁等改修工事

質疑番号	図面番号	質 疑	回 答
1	A-6	工事区分表の共通は共通仮設費とみなし、仮設工事は含まれないと考えてよろしいでしょうか？	仮設工事も含むものと考えて下さい。
2	A-02 A-04 A-08 A-25	アスベストは下地調整材のみに含有し、A-04外壁石綿含有仕上塗材改修特記仕様書及び外壁悪所調査により判明した箇所を、A-25図の改修部分のアスベスト含有下地調整塗材の撤去後に、A-02図(4.6.3)を行うものと考えて宜しいでしょうか。また、A-08以降の改修前凡例の『R-5 既存塗膜除去(高圧水洗工法)』の記載も同様と考えて宜しいでしょうか。	外壁悪所調査結果に係らず、以下の対応と考えて下さい。 市の事前調査より、アスベストは下地調整材のみに含有と考えるが、仕上塗材撤去時の危険性を考慮し、全面に集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法同等を用いて対応するものと考えて下さい。
3	A-02	(4.6.3)既存塗膜除去及び下地処理の『※塗膜除去後は全て下地処理を行う。』『※下地調整は、セメント系下地調整材C-2とする。』は、塗膜除去を行った部位の全てをセメント系下地調整材C-2にて処理すると解釈して宜しいでしょうか。	既存塗膜除去は全面です。よって、全面に対し、セメント系下地調整材C-2の処理が必要であると考えて下さい。
4	A-06	工事区分表の工事区分及び項目内容で設計図書中に記載のないものは適用外と考えて宜しいでしょうか？	設計図書に記載がない場合であっても、現場現況状況を優先するものとします。また、対応内容により要協議とします。
5	A-28	交通誘導員(スポット)の計画人数をご教示ください。(凡例の表中の交通誘導員ですが、凡例(仮設計画図1)のスポット5人・日、凡例(仮設計画図2)のスポット30人・日とございますが各々、月当たり5人、月当たり30人の誤記でしょうか。	各仮設設置期間中の各々のスポット人数と考え、合計で35名の見込みです。なお、スポットとは別に常駐1名は、工事期間中を通して必要です。

6	A-02 A-11 A-12	特記仕様書(2)外壁改修工事の欄に既存塗膜除去サンダー工法と記載有りますが、立面図には凡例同仕様であるR-8の記載は無し。塗膜撤去サンダー工法の施工範囲指示ください。	A-04図を優先し、全面と考えて下さい。
7	A-04	外壁石綿含有仕上塗材改修特記仕様書に記載ある試験施工の施工場所は外部足場架工前の1階部分と考慮して宜しいですか？その他、試験施工を行う箇所は1か所と考えて宜しいですか？	質疑の通りです。
8	A-06	工事区分表に記載ある該当する項目が不明確で分かりづらい。本工事にのみ該当する項目指示願います。	共通 1,2,12段目 仮設工事 全段 外構 全段 その外、現場状況により判断と考えて下さい。
9	A-07 A-11 A-12	仕上特記・外部仕上表の項目で改修後の巾木仕上げは撥水材塗布orウレタン系塗膜防水どちらが正ですか？指示願います。	改修後の巾木仕上げは撥水材塗布と考えて下さい。
10	A-08	1階平面図男子便所東側の建具記号はAWD1×→AW3○が正ですか？	AW3と考えて下さい。
11	A-18 A-19	矩計図(2)矩計図妻側RSLより上部壁記号a:金属屋根下地+複層塗材E記載あり。塗膜撤去サンダー工法施工範囲と考慮して宜しいですか？	上部壁部分のaは、nと考えて下さい。 また同部分は、塗膜撤去サンダー工法施工範囲と考えて下さい。
12	A-21 A-22	軒裏1・2階共塗膜撤去サンダー工法の施工範囲内ですか？ご指示願います。	質疑の通り、施工範囲と考えて下さい。
13	A-25	外壁補修図の集計表に充填工法(1)・(2)、樹脂注入工法等記載がありません。現段階として見積り項目の計上する必要が無いと考慮して宜しいでしょうか？	設計図書A-25図 左上の表記載分を見込んで下さい。

14	A-05	既設樹木:枝はらいが図示されていますが仮囲い及び枠組本足場と干渉する範囲箇所のみ枝はらいと考えて積算上根拠として考えてよろしいでしょうかご教授ください。	質疑の通りですが、現地状況が優先されるものと、考えて下さい。
15	A-06	工事区分表に現場事務所、監理者用備品及び事務所が図示していますが積算上根拠の仕様が記載されていないので詳細をご教授ください。	<p>35m2程度</p> <p>仕上 床 ○ 合板張り素地 ● ビニル床シート敷き ○ パンチカーペット敷き  内壁、天井 ● 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エポキシペイント塗り  屋根 ● 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り ○ 鉄板張り調合ペイント塗り  休憩室 ● 設けない ○ 設ける(畳敷き) ○ _____</p> <p>備品 ● 机 ● いす ● 保護帽 ● ゴム長靴 ● 雨がっぱ ● 衣類ロカ  (上記6品、4人分程度)  ● 書棚 ● 黒板 ○ 製図板 ● 掛時計 ● 温度計  ● 消火器 ● 掃除具 ● 懐中電灯 ○ 湯沸器 ● 加入電話機  ● 冷暖房機器 ● コピー機 ● ネット回線 ○ 流し台 ● パソコン  ※ 標仕(最新版) ※ 建築工事監理指針(最新版)  ※ 建築工事施工チェックシート ○ 建築工事標準詳細図(平成22年版)  ● 工事写真の撮り方(改訂3版)建築編</p>
16	A-28	工事説明書に「屋内運動場を令和2年9月28日から使用できるようにすること。」と記載ありますが、A-28図示には、屋内運動場は周囲を仮囲いですべて囲んでいますので図示されていない箇所には出入口が必要になるのではないのでしょうか?必要な場合は、出入口が必要になりますでしょうか?積算根拠をご教授ください。	令和2年9月28日以降は、渡り廊下接続部分の仮囲いKD-1を外しての対応としています。
17	A-28	鉄板敷き範囲が図示されております内の寸法で「15,000」幅寸法が記載されていますが、図示縮尺 A3 1/600では 10,500 幅と判断できません 図示寸法15,000が正ですか? 図示縮尺10,500が正ですか?積算上はどちらが採用されているかご教授ください。	図面記載寸法で考えて下さい。
18	A-28	鉄板敷き範囲が図示されている以外の「アスファルト舗装等、必要に応じて舗装を傷めない様、鉄板敷き等の養生を行い、施工を行うこと」と記載がありますが積算上根拠となる範囲をご教授ください。	鉄板敷きが図示されていない範囲に関しては、任意仮設の範疇となり、現場配慮事項に該当と考えます。

19	A-28	<p>工事中仮設ゲートの設置箇所が図示されておりますが、設置場所の現状地盤をご教授ください。設置箇所がアスファルト舗装であれば、現状復旧が必要と考えますが、積算上の範囲と仕様をご教授ください。</p>	<p>アスファルト舗装 1m×1m程度 2箇所</p> 
20	A-09 A-20	<p>ウレタン系塗膜防水X-1範囲(S-7)にSUS脱気筒(W-3)と図示されておりますが、一段下がったウレタン系塗膜防水X-1範囲にSUS脱気筒の記載がありませんので、積算上一段下がったウレタン系塗膜防水X-1範囲は積算上必要が無いでよろしいでしょうかご教授ください。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
21	A-08	<p>基準線A通り・①通り付近に、改修前はR-2既存塗膜撤去(RB種)と図示されておりますが、改修後のS-1と図示されております、凡例にはS-1の施工方法、仕様などが記載されておられません積算計上仕様をご教授ください。</p>	<p>R-2として、考えて下さい。</p>
22	A-02 A-08	<p>既存塗膜等除去及び下地処理の特記事項にて、サンダー工法・高圧水洗い工法と記載されており、塗装改修工事の特記事項にて、耐候性塗料塗り(DP)鉄鋼面塗替えの下地調整はRB種と記載されております、図示ではRA種と記載されておりますが、積算計上はどの仕様で計上されているかご教授ください。</p>	<p>RA種と考えて下さい。</p>
23	A-07	<p>床下換気口：鋼鉄製170×240(ステンレス網付)のステンレス網を一時撤去の上、鋼鉄製部のDP塗装塗替えでよろしいのでしょうか、それともステンレス網も含めて一時撤去せずにDP塗装塗替えで良いのかご教授ください。</p>	<p>一時撤去の上で施工と考えて下さい。</p>
24	A-23 A-24	<p>建具廻りシーリング打替工法対象のAG1、AW1～AW7までの建具に、改修前には二重水切が記載されておりますが、シール打設線が記載がありませんので二重水切部分は、シーリング打替の対象外で積算計上はよろしいのでしょうかご教授ください。</p>	<p>建具廻りをシーリング打替範囲と考えて下さい。</p>

25	A-23 A-24	建具表のシーリング打替工法は、内部・外部共シーリング打替として積算計上でしょうか、もしくは外部面のみ積算計上でしょうかご教授ください。	外壁・建具廻りをシーリング打替範囲と考えて下さい。
26	A-23 A-24	「内外共ガラス押えはポリサルファイド系シーリング打ち替えとする。但し、樹脂板部分はシリコン系シーリング打ち替えとする。」と記載されておりますが、建具表にガラス及び樹脂板部分寸法が記載されておりません、積算計上根拠をご教授ください。また「シーリング種別は表(3.7.1)による。」と記載がありますが、表(3.7.1)によると被着体の組合せとシーリング材の種類は、金属・ポリ塩化ビニル樹脂型材・ガラス何れもシリコン系シーリングと記載となっているので、それも併せた根拠積算根拠をご教授ください。	設計図書A-23/24号図 記載寸法より確認して下さい。  シーリング材については、図面記載どおりと考えてください。
27	A-02 A-28	「足場(枠組本足場)外部は防音シート貼り」と記載がありますが、外部足場詳細仕様の建地幅・高さの記載がありませんが積算計上詳細をご教授ください。	外壁改修で必要な範囲で、検討して下さい。  積算基準に基づく計上となります。
28	A-02	特記事項2章仮設工事(2.2.1)足場その他採用足場種別に記載がありますが、A種：外周部 C種：ギャラリー、E種アリーナーについて、一般特記事項総則1, 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)(平成31年版)に基準記載がありませんが、どの基準を採用して積算計上をおこなっているか、また建地幅、高さ、設置期間が積算計上をおこなう上での詳細をご教授ください。	図面より、施工期間を適宜判断して計上して下さい。
29	A-01	特記事項1章一般共通事項(1.6.5)施工の検査等にて、揮発性有機化合物等の室内濃度測定が記載されておりますが、対象の室内とはどの部分をさしており、どの範囲を積算計上してるのかご教授ください。	今回対象は無しと考えて下さい。
30	A-02、A-08 A-10、A-11 A-12、A-16 A-18、A-21 A-22	特記事項3章防水改修工事(3.1.4)改修工法種類及び工法「LOS工法合成高分子系ルーフィングシート防水工法」S-M2機械固定工法(絶縁)施工場所屋上(2)と記載がありますが、図示されている箇所がありません、今回の積算計上している箇所及び範囲をご教授ください。	今回対象は無しと考えて下さい。

31	A-02	<p>特記事項3章防水改修工事(3.6.3)種類及び工程塗膜防水の防水層の種別に、X-2種別は記載されておりますが、図示にX-1と記載されておりますので記載忘れでしょうか、若しくは上記質問のS-M2に読み取るのでしょうか、積算計上はどちらで上げる必要がありますかご教授ください。</p>	<p>塗膜防水部分は、一部平場部分を除き、X-2と考えて下さい。</p>
32	A-02	<p>特記事項3章防水改修工事(3.1.4)※外部に面するシーリングは全てシーリング再充填工法を行うと記載がありますが、(3.8.2)材料「外部に面する異種取合い部分は明示されている以外は全て二重シールまたは、二重止水とする。」記載されております、記載されている内容でどちらを採用した積算計上を行えばよろしいのでしょうか、また積算計上を行う範囲及び数量根拠は図示されているどの範囲を計上したら良いかご教授ください。</p>	<p>シーリング再充填工法とし必要箇所は、図面より確認して下さい。</p>
33	A-02、 A-07、A-09 A-10、A-11 A-12、A-16 A-18、A-20	<p>特記事項4章外壁改修工事(4.6.3)既存塗膜等除去及び下地処理「※塗膜等の除去後は全て下地処理を行う、下地調整は、セメント系下地調整材C-2とする」と記載がありますが、屋根(2)及びS-6、S-7凡例では、樹脂モルタルでの下地処理を行うと記載がありますがどちらの材料で積算計上をおこなっておりますかご教授ください。</p>	<p>部位ごとでの対応と考えて下さい。</p>
34	A-12 A-15	<p>W-4新設 鋼製樹脂BOX 280×200×400の積算計上を行う製品詳細をご教授ください。</p> <p>W-4撤去・新設 設備BOX 3,000×300×200の積算計上を行う製品詳細をご教授ください。</p>	<p>鋼製設備BOX 製品詳細は、汎用品で判断願います。</p> <p>設備BOXは300×300×200として下さい。</p>
35	A-07、A-08 A-09、A-11 A-12、A-15 A-16、A-20	<p>外部 撤去・改修仕上表「縦樋ライニング鋼管100A」と記載がありますが、ほかの図示には縦樋VP100φ、縦樋VP80φ、縦樋：st1.6φ150、縦樋：st1.6φ100、何れの箇所の何れの製品孔径でDP塗装積算計上を行う上で正かご教授ください。</p>	<p>100φを正として考えてください。</p>

36	A-07、A-08 A-09、A-11 A-12、A-15 A-16、A-20	外部 撤去・改修仕上表「改修ドレイン 100φ用」と記載がありますが、ほかの図示には縦樋VP100φ、縦樋VP80φ、縦樋：st1.6φ150、縦樋：st1.6φ100、何れの縦樋径がことなりますので、改修ドレイン径は積算上どのサイズで計上しているかご教授ください。	100φを正として考えてください。
37	A-01	工事入退出路「市道三島22号線」積算計上を行う際に、交通規制(通行の禁止・制限にかかわるもの)の記載がありませんが、通行規制が無い積算計上でよろしいのでしょうかご教授ください。	工事関係車両の大きさに左右されますので、必要に応じて見込んで下さい。
38	A-04	外壁石綿含有仕上塗材改修特記事項に本工事についての、発注者側の通知としての内容が不足と思われる、既存調査の対象建材のレベル、既存調査対象部位、既存調査(分析)時期、石綿含有仕上塗材含有の有無若しくはみなし、また適用範囲は。「■悪所改修仕様に於いて、石綿含有塗材を飛散させる恐れのある場所に適用する。」と記載がある一方で「■建物外部(外皮・コンクリート打ち放し部位)の仕上塗材・既存塗膜除去は、全て集じん器装置付きディクグラインダーケレン工法を用いて施工を行うものとする。」と記載があります、モルタル下地からの仕上塗材・既存塗膜除去範囲は積算上対象外となりますでしょうか、またコンクリート打ち放し部分の対象範囲はどの部分を範囲をさしているか積算計上範囲をご教授ください。	市の事前調査より、アスベストは下地調整材のみに含有と考えるが、仕上塗材撤去時の危険性を考慮し、外壁等全面に集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法同等を用いて対応するものと考えて下さい。